

筆界はどのようにして特定されるのでしょうか？

(情報番号1403 全1頁)

筆界特定の申請がされると、筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局の職員とともに、土地の実地調査や測量を行うほか、関係者から資料を収集したり、事情を聴取したりして筆界特定について必要な事実の調査をします。

そして、意見聴取等の期日が開かれ、筆界特定の申請人や隣接地の所有者などが筆界特定登記官に意見を述べる機会が設けられます。この期日には、筆界調査委員も立ち会い、筆界特定登記官の許可を得て、筆界特定の申請人、隣接地の所有者などに対し質問をすることができます。

こうした手続の後、筆界調査委員は、筆界特定登記官に対し、筆界特定の申請のあった筆界についての意見を提出しなければならないこととされており、筆界特定登記官は、この意見を踏まえ、さらに、登記記録等の資料や現地の状況等を総合的に判断して筆界特定をすることになります。